

愛知県公契約条例 労働環境の確認に ついて

愛知県会計局管理課

■愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施。

- ① 労働環境の報告
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



全ての契約が対象ではありません！

特定公契約とは・・・

愛知県が締結する契約のうち、

- ・ 予定価格 **6億円以上**の工事請負契約
- ・ 予定価格 **1,000万円以上**の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境の報告

報告が必要な事業者は？

- ・ 特定公契約の履行に関わるすべての事業者。
（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



報告の対象となる労働者は？

- ・ 特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。
（作業現場で直接従事しない労働者（例：営業職、現場監督など）を除く。）



報告の内容は？

- ・労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。



報告時期や報告方法は？

- ・契約締結後、1か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「申請フォーム」により報告。
(困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)



※愛知県と元請事業者が令和8年4月1日以降に契約したものは申請フォームにより提出するが、それ以前に契約したものは従前どおり報告書を紙で元請事業者がとりまとめて県に提出。

②賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

- ・ 特定公契約の履行に関わるすべての事業者。
（下請・再委託事業者及び一人親方を含む。）

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金（報酬）単価。

- ・ 一人親方以外の事業者
 - ・・・従事人数、1日（8時間）当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
（工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。）
- ・ 一人親方の事業者
 - ・・・職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



報告時期や報告方法は？

- ・業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「申請フォーム」により報告。
(困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも報告可能。)



※愛知県と元請が令和8年4月1日以降に契約したものは申請フォームにより提出するが、それ以前に契約したものは従前どおり「愛知県電子申請・届出システム」により提出。



③ 労働者からの申出



特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・ 労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・ 労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など

④ 事業者及び労働者への周知

- ・ 労働環境に関するチラシを、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。
- ・ 「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。



▶ 元請事業者は周知状況を写真を添えて報告

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ
名古屋市中区三の丸3-1-2
電話：（052）954-6653

公契約条例 HP



詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

愛知県 公契約

検索

